

福知山市 PR キャラクター「ふくちゃま」デザイン使用取扱要項

令和 6 年 7 月 6 日 制定

(趣旨)

第 1 この要領は、福知山市 PR キャラクター「ふくちゃま」のデザイン（以下「ふくちゃま」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第 2 「ふくちゃま」を使用しようとする者は、あらかじめ「ふくちゃま」デザイン等使用許諾 申請書に必要な書類を添付して、一般社団法人 福知山青年会議所（以下「当青年会議所」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

当青年会議所制作の「ふくちゃま」デザインの図案を加工せずそのまま使用することを前提とする。

- (1) 地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 出版社、旅行会社が地域への誘客目的で使用するとき。
- (5) その他、当青年会議所が適当と認めたとき。

(使用承認)

第 3 当青年会議所は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「ふくちゃま」の使用を承認するものとする。

- (1) キャラクターの品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 「ふくちゃま」を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。

(5) 「ふくちゃま」を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (6) その他、当青年会議所が「ふくちゃま」の使用について不適當と認めるとき。

第 2 前項の承認は、「ふくちゃま」デザイン等使用許諾申請書の返信をもって行うものとする

る。

(使用料)

第4 キャラクター使用料は、下記のように定める。

- (1) 第2 前項に該当する場合は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5 「ふくちゃま」を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。また、原則として当青年会議所が製作した「ふくちゃまデザイン集」の図案を使用するものとする。

- (1) 使用承認された内容により使用し、当青年会議所の指示する条件に従うこと。
- (2) 申請の承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (5) ふくちゃまへの吹き出し、セリフ付けは原則禁止とする。イラスト以外の文章での表記も同様とする。
- (6) 使用承認前のデザイン、製品などの公開はしないこと。

(承認内容の変更の申請)

第6 1、「ふくちゃま」の使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「ふくちゃま」デザイン等使用許諾申請書を当青年会議所に再提出し、その承認を受けなければならない。

2、前項の承認は、「ふくちゃま」デザイン等使用許諾申請書の返信をもって行う。

3、変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7 1、当青年会議所は、「ふくちゃま」の使用がこの規定及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該「ふくちゃま」の使用承認を取り消すことができ、申請者は速やかに対応しなくてはならない。

2、承認の取消しは、文面をもって行う。

(責任の制限)

第8 1、前条の規定により、「ふくちゃま」の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に 損害が生じてても、当青年会議所はその責めを負わない。

2、「ふくちゃま」の使用承認を受けた者が、「ふくちゃま」の使用によって、第三者に対

して損害または損失を与えた場合でも、福知山青年会議所は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第9 この規定に定めるもののほか、「ふくちゃま」の取扱いについて必要な事項は、当青年会議所が別に定める。

附 則

この規定は、令和6年7月6日より施行する